

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成19年4月11日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
フタバヤ長浜店
長浜市八幡中山町1141-1ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1475平方メートル
イ 駐車場の収容台数 100台
ウ 駐輪場の収容台数 40台
エ 荷さばき施設の面積 20平方メートル
オ 廃棄物等の保管施設の容量 35立方メートル
カ 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2174.48平方メートル
イ 駐車場の収容台数 154台
ウ 駐輪場の収容台数 70台
エ 荷さばき施設の面積 54平方メートル
オ 廃棄物等の保管施設の容量 70.11立方メートル
カ 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所（ただし、位置変更あり）
- 3 変更年月日 平成19年11月22日
- 4 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社フタバヤ 長浜市八幡中山町1141-1ほか
代表取締役 中川 智之
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社フタバヤ 長浜市八幡中山町1141-1ほか
代表取締役 中川 智之
ほか9者
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後7時
 - (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後7時30分まで
 - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後3時まで
- 5 届出年月日 平成19年3月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県湖北地域振興局総務振興部地域振興課 長浜市平方町1152-2
財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21
長浜市商工観光部商工労政課 長浜市高田町12番34号
 - (2) 縦覧期間 平成19年4月11日から平成19年8月11日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成19年8月11日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1